

医療法人制度改革

基金拠出型医療法人①

松田紘一郎税理士・公認会計士事務所 所長 松田紘一郎

今回がじつは4回目となりますが、基金拠出型医療法人について解説します。今回は、基金拠出制度のメリット・デメリットを列挙します。

一般的なメリット

- ①基金拠出者に限定がない
基金拠出者は個人、法人を問わないため広く募集でき、非同族要件が付されていないため理事長・理事長親族のみの基金拠出も可能。
- ②基金の使途に制限がない
資産の取得あるいは運転資金の調達として基金を募集することが可能。基金返還のために基金を使用するには、返還条件を満たしていにもかかわらず現金が不足してじる場合に限定。
- ③基金拠出額に制限がない

基金の使途に制限が付されていないため、土地や建物等不動産、医療機器、運転資金など、必要資金のすべてを基金で調達する」とが理論上は可能。

一般的なデメリット

- ④基金には利息をつける必要がある
拠出された基金がかなり多額であっても利息を支払う必要がない。基金返還時も利息を支払うことはない。
- ⑤基金の返還が無理なく行える
医療法施行規則第30条の37で「基金の返還原資は、事業年度の貸借対照表上の純資産額が基金の総額等を超える場合におけるその超過額に限られる」と規定されており、借入金のように毎月返済原資がなくては返済しなければならないもの

ではないため医療法人の定めた運営に貢献。

一般的なデメリット

- ⑥第三者からの基金拠出はある期待できない
次に掲げる主な理由により、第三者からの基金拠出はあまり期待できない。
ア、基金には利息を付することができず、基金返還時ににおいても基金拠出時の拠出額で返還するため、経済的利益が期待できない。

医療法人側の一般的なデメリット

- ⑦地域医療に貢献しているところ満足感が得られる
基金の拠出によって医療機関を支え、社会的貢献を果たしていくところ満足感。
- ⑧医療法人の役員となる可能性がある
社員総会の決議があれば、医療法人経営に理事として関与することができる。
- ⑨相続発生時に拠出した基金については、相続税評価額が確定している
基金拠出時にその拠出金額が確定しており、利息を計算する場合がある。

一般的なデメリット

- ⑩法人の解散時、破綻時「これは劣後返還となる。
⑪公益性が担保されていないため法人税は課税され

る

法人税は社会医療法人のようじ非課税となりえない。

⑫経過措置型医療法人が基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人へ移行する際の、移行時税制に厳しい条件が付されている定した運営に貢献。

一般的なデメリット

- ⑬拠出した基金に利息がつかない
返還まで利息がつかず、返還時にも利息を受け取れない」とができないため経済的な利益を享受できない。
- ⑭現金以外の基金拠出には課税される恐れがある
公益性が担保されていないため、現金以外の財産を拠出した場合に、基金拠出者が課税される場合がある。
- ⑮基金の返還時期以前に医療法人が解散する場合には、拠出した基金の全額が戻る可能性は低い
いため、現金以外の財産を拠出した場合に、基金拠出者が課税される場合がある。
- ⑯医療法人が解散する場合には、拠出した基金の全額が戻る可能性は低い
⑰基金拠出者のデメリットにつながる場合がほとんどですが、実務的には、「基金拠出者の一般的なデメリット」「が補正できれば、一般的なデメリットは税制を除いてほとんどの無視できるはずです。